長島・大野・常松法律事務所

URL https://www.noandt.com/index.html

〒100-7036 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー36階　TEL 03-6889-7000（代表）

税務訴訟の“雄”が提供する充実の税務コンプライアンス

租税に関する業務は、企業価値や業績を大きく左右すると同時に、ひとたび不備が発覚すれば追徴課税や風評等のリスク要因となる以上、適正にリスクを管理する観点から法務部門が積極的に関与することが本来望ましい。しかし、日本企業では税務担当や会計士・税理士の専属とする業務分掌が一般的であり、双方のコミュニケーションは活発とは言いがたい。長島・大野・常松法律事務所のタックス・プラクティス・グループは、法務コンプライアンスの“エアポケット”ともいうべき租税対応において、国内随一の布陣・実績をもって顧客企業を支援する。

「租税専門のパートナー弁護士を6名擁し、アソシエイト弁護士約15名を加え、決して他分野の片手間として対応することのない豊かな人員を整えています。ベテラン層から頼もしく成長する若手まで、世代分布が広いことも大きな特徴です。また、海外の複数の弁護士評価機関（Chambers Asia-Pacific等）から、当部門は最高ランクの選定を数多く受けています」と平川雄士弁護士は力強く語る。

徹底的な事実確認と証拠収集で勝訴を勝ち取る

同グループへの高い評価は、税務訴訟において当初ほかの法律事務所が訴訟代理していた案件についても依頼者から特に指名され合流を求められることが近時頻繁にある事実からも伺える。特に脚光を浴びたのは、マンション販売事業者・ADワークスに対する住宅用賃貸物件に係る売却前の賃料収入の仕入額控除をめぐる東京地裁での勝訴事案（2020年9月）だ。

「用途区分をめぐる法解釈もさることながら、仕入れた建物の売却益に比して賃貸期間中の家賃収入の額が過小である事実とこれが仕入れにおいて考慮されていない事実を立証することに重点を置きました。当該事実を印象付ける証拠を整理し、依頼者のビジネスモデルに即して丁寧に説明。家賃収入まで課税仕入の対象に含めて消費税の仕入控除税額を算定する旨の更正処分は、原告のビジネスモデルと法の趣旨に沿わず不当であると裁判所に納得させることに注力しました。手腕を買われて証拠収集から準備書面の作成までを手がけ、依頼者の期待どおり勝訴に導けたことはいわば“傭兵”としての本懐といえます。依頼者の率直な思いにまず耳を傾け、次いで取引関連の資料やメール等を自分たちで探索・確認してその思いを的確な証拠にすることを常に心がけています」（平川弁護士）。

「例えば、取引契約の法的実質が問題となったとき、“契約書に業務委託契約と書いてあるから業務委託の費目で処理すべきである”と形式的に主張するのではなく、取引の実態や取引検討時の議論状況に係る事実に基づき、“業務委託”として取り扱われなければならないと主張できるよう、事実を拾い出した上で議論を尽くします。証拠収集の段階で、依頼者の文書録の中から通常では取り出せない資料も必要があれば徹底して取り寄せを依頼することもあります」（吉村浩一郎弁護士）。

平川弁護士をはじめとして、同グループは令和に入ってからだけで本件を含む5件の勝訴判決を得ており、原告企業の勝訴率が10%弱と険しい税務訴訟において、その功績は業界内で燦然と輝く。過去の税務訴訟の体験を踏まえた平川・吉村両弁護士の租税行政に関する分析・展望は示唆に富む。

「最近は、一流企業が課税処分を受けてこれを争うに至るほどの事案が落ち着いてきた印象があります。税務調査段階で適切な法的反論をすればそもそも課税処分なしで終わるということも頻繁に経験しています。反面、いざ争うとなった場合、上記のとおり依頼者のために全力を尽くすのですが、時間と費用はかかりますし、税務訴訟は原則“完全勝訴か敗訴”のどちらかであり、また、和解という解決方法をとりません。合法性の原則や租税法律主義に照らすと困難かもしれませんが、10年近く争う事案もある現状を考慮し、裁判所主導のもと法曹三者による訴訟内和解の導入も有益であると個人的には考えます」（平川弁護士）。

「国側が以前と比べ、課税処分に慎重になっているようであり、納税者にとっては良い流れといえます。また、租税法の立案段階における審議内容を詳細に開示する国がある一方、日本の場合は、基本的に財務省が公表する「税制改正の解説」に限られています。情報開示にやや消極的である印象を受けるところであり、制度理解のための情報開示が進展することへの期待は抱いています。実行前の取引について当局が見解を提示する、事前確認（いわゆるルーリング）制度の使い勝手についても同様に改善を期待します」（吉村弁護士）。

グローバル税務リスクを回避するには

近年、EUの欧州委員会がアイルランド政府に対して米国Appleへの巨額追徴課税を指示した事案（2020年7月:欧州司法裁判所の一般裁判所による指示を取り消す判決）など、IT企業に対する課税がグローバルな問題として浮上してきた。そして、当初は寡占的な米国IT企業を狙い撃ちしたものとして政治的対立の側面が濃厚であったが、近年の国際的な議論ではその外縁が拡大している。

「いわゆる“デジタル課税”事案は国際課税問題で最も注目度が高く、当初の議論の焦点であったIT産業から現在では外縁をどんどん拡大し、製造業を含む日本の伝統企業もその対象に含まれる可能性があり、事務負担の増加や追加納税への関心が集まっています。弁護士の観点からは、新しい課税ルールの対象や、二重課税が生じた場合の救済方法などの動向に継続的に注目しています」（遠藤努弁護士）。

税務訴訟と報道されれば注目度は高まる。しかし、国内・国外を分かたず、“ケガ”をする前の予防的な手当で済むことも少なくない。タックス・プラクティス・グループは法務・税務の壁を越えた日本企業の新境地に目を向ける。

「課税処分を受けた後に依頼を受けると、税務調査の段階で覆せたと感じる事案も多いです。税務訴訟に至らぬうちに経験豊富な弁護士に相談いただくことが望ましいと考えます」（吉村弁護士、遠藤弁護士）。

平川 雄士
弁護士
Yushi Hegawa

97年東京大学法学部卒業。99年弁護士登録（第一東京弁護士会）。04年Harvard Law School卒業（LL.M.）。IFA（国際租税協会）本部Executive Committeeメンバー、同日本支部理事・運営委員。07年～17年上智大学法科大学院実務家教授・准教授（租税法）。

吉村 浩一郎
弁護士
Koichiro Yoshimura

06年東京大学法学部卒業。07年弁護士登録（第一東京弁護士会）。13年Harvard Law School卒業（LL.M.）。14年New York University School of Law卒業（LL.M. in Taxation）。15～17年経済協力開発機構（OECD）租税政策・税務行政センター。

遠藤 努
弁護士
Tsutomu Endo

06年東京大学文学部卒業。09年東京大学法科大学院修了。10年弁護士登録（第一東京弁護士会）。16年 University of Cambridge 卒業（Master of Corporate Law）。17年 Vienna University of Economics and Business（Wirtschaftsuniversität Wien）卒業（LL.M.）。日本機械輸出組合国際税務研究会委員。

「“縦割り”解消の重要性は事あるごとに顧客企業に呼びかけています。税務調査が入りそうならまず税務から法務に相談し、法務から弁護士にアクセスできる状況を整えるとよいでしょう。課税処分に至る前に、調査段階で可能な限り法的議論を尽くすことにより、いっそうのリスク低減につながることを期待しています」（平川弁護士）。

“デジタル化”時代のコーポレートガバナンス

“デジタル化”という表現に収斂される直近の急激かつ世界レベルの流れは確実に大きな構造変化をもたらし、企業のコーポレートガバナンスのあり方にもいずれ本質的な次元で影響する。藤原総一郎弁護士は、「電子署名（印鑑廃止）やペーパーに代わる契約書の電子管理システム導入といった“デジタル化”が主要企業で進行する一方、社内情報の電子化や業務執行・監督機関への情報吸い上げの仕組みが依然として不十分な会社も存在します。“デジタル化”を見据えた内部統制・意思決定モデルの改革の素地が整い、企業全体に波及するにはまだ一定の時間が必要でしょう」と前置きした上で、将来の動向を分析する。

「B to C業界を中心に、社内データの整理や情報管理体制の整備・改訂をGDPR等のグローバルな個人情報関連の法規制対応の一環として実施した企業は少なくありませんが、これらの施策は、社会全体の“デジタル化”の趨勢に結果的に合致する体制整備につながるものと考えます。また、当事務所の資本業務提携先であるリーガルテックベンチャー・MNTSQ（モンテスキュー）は、契約書の電子管理、AIによる情報検索・分析を可能とするシステム商品の開発に成功し、顧客企業数社において実証実験を成功裏に完了しています。各企業における“デジタル化”を見据えた対応実現のツールとして有用であると期待しています」（藤原弁護士）。

説明責任を意識したリスク管理を

経済産業省「Society 5.0における新たなガバナンスモデル検討会」委員である深水大輔弁護士は、“デジタル化”の側面から見たコーポレートガバナンスの要諦を次のように語る。

「“デジタル化”が進み、情報管理・運用の最先端に立つ巨大IT企業等のビジネスの詳細やそれに関連する意思決定の内情は当局（外部）からは分からないことも相まって、関連企業の協力を得ながら適切な法規制をどのように設計し、運用するかが課題となっています。したがって、各企業では、問題発生時に“これまでどのようなリスク管理を行ってきたのか”“原因分析やそれに基づく再発防止策をどのように実施するか”という問いに対して説明責任を果たせる体制を整備しておくことが重要になっています。企業犯罪のグローバル・トレンドとしては、問題の発生自体よりも、当該リスクを適切に管理していなかったり、問題の発生原因を企業が十分に調査せず、情報提供を含む当局への調査協力を怠ったりしたことを根拠として処罰の有無・軽重等を決定する流れが見られます。このような観点から、海外贈収賄などグローバルリスクの高い分野を中心としたコンプライアンス・プログラム策定の依頼が増えています」（深水弁護士）。

コンプライアンスリスクの管理に限らず、企業は継続性を前提とし、PDCAを回しながら不断の業務改善を図らねばならない。

「問題の発生自体を特別視して“線”ではなく“点”で議論しがちな日本の状況は企業犯罪に関する世界標準から若干乖離しており懸念材料です。ただし、個別事象をリスク管理のサイクルから切り離すことなく、サイクル改善の要素として捉える考え方は、経済産業省や金融庁のガイドライン等でも見られるようになってきています」（深水弁護士）。

AIと共存する未来のために“ゆっくりと急ぐ”

AI・IT等の“デジタル化”と直結する分野では、具体的な法執行や紛争解決の場面にも変化をもたらす可能性があると両弁護士は予測する。

「AIが社会に浸透していけば、その瑕疵を原因とする訴訟が増加することは当然に予想されます。例えば、ドライバー不在の自動運転車による交通事故の場合、従前の交通事故であれば責任主体であった運転者は存在しないため、メーカーである自動車会社に責任はあるのか、自動車会社の役員の善管注意義務違反に該当するのか、AIの開発担当者の責任まで追及するのかといった責任分配の議論は非常に複雑であり、AIの進展に応じて最適解を探りながら、社会全体の中で合意形成していかねばなりません。他方で、エンジニアが萎縮したり、事故リスクを恐れて企業がAI導入を見送ったりすればかえって技術革新が停滞してしまいます。人間と同様、AIも完璧ではなく、人間ならばするはずがないような判断を行うこともあります。この当たり前の事実を認め、AIによる想定外の事象が人間社会の許容範囲に収まると判断した時点で柔軟に導入し、トライ・アンド・エラーを繰り返しながらAIとの共存に徐々に慣れていくという姿勢が社会に求められているというべきでしょう。事故等の原因究明を促進するという観点からは、システムを熟知・理解する当事者による訴訟前段階の和解をもって納得感のある紛争解決を図る仕組みや、自動運転車のように一定の危険を伴う製品については専用の保険を準備し、被害者の救済は保険で賄うこととして原因究明を被害者救済と連動させずに（その結果、各技術者が個人責任に過度におびえることなく）行うことができる制度を整備することも必要になります」（藤原弁護士、深水弁護士）。

新たなコーポレートガバナンスの仕組みやAI実装の取り組みは、小さく産み、試行錯誤を通じて大きく育てていくほかない。「情報の流れ、業務フローそのものを見直すとともに、仮にAIを利用するのであれば、AIに依拠する部分と人間が継続管理すべき部分を根本レベルで整理し直すことがポイントです。もっとも、いきなり全社レベルの情報収集・制度（再）設計に取りかかるのではなく、リスクと技術革新のバランスをとりつつ小さく始め、最後は全体に広げるという思考で進めることも一案だと思います」（藤原弁護士）。

「AI・デジタル分野の技術革新は、助走期間を飛ばして“ある日突然起こる”という性質があります。遠い先の話という発想ではいよいよ通用しない。弁護士事務所も企業も政府も、近い将来のさらなる“デジタル化”を念頭に、可能な限りの検討・準備が必須と考えます」（深水弁護士）。

“festina lente（ゆっくりと急げ）”——21世紀の近未来に対峙するすべての当事者に、古代ローマの格言が重い教訓となってよみがえる。

藤原 総一郎
弁護士
Soichiro Fujiwara

96年東京大学法学部卒業。98年弁護士登録（第一東京弁護士会）。03年Columbia Law School卒業（LL.M.）。03～04年Morrison & Foerster LLP（サンフランシスコ）勤務。08年～上智大学法科大学院非常勤講師。09年～京都大学法科大学院非常勤講師。19年～MNTSQ株式会社社外取締役。

深水 大輔
弁護士
Daisuke Fukamizu

05年東京都立大学法学部卒業。08年弁護士登録、15年再登録（第一東京弁護士会）。12年公認不正検査士資格取得。15年The Dickson Poon School of Law, King's College London卒業（LL.M.）。15～16年Kirkland & Ellis LLP（シカゴ）勤務。19年～信州大学特任准教授。経産省「Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会」委員。

DATA

■所属弁護士等
501名（日本弁護士461名、外国弁護士40名）
（2020年11月現在）

■沿革
2000年1月に長島・大野法律事務所と常松簗瀬関根法律事務所が統合して設立

■過去の主要案件
▽一般企業法務▽国内外におけるM&A案件・企業再編案件▽ファイナンス・資金調達案件▽不正調査・不祥事対応案件▽事業再生・倒産案件▽国際仲裁および海外争訟対応を含む紛争案件▽労使紛争等の労働法関連案件▽不動産・J-REIT関連案件▽知的財産関連取引・知財争訟案件▽独占禁止法／競争法関連案件▽税務アドバイス・プランニング、税務争訟案件▽インフラプロジェクト・資源・エネルギー関連案件▽IT・テレコム関連案件▽メディア・エンタテインメント・スポーツ関連案件▽個人情報保護・プライバシー関連案件▽薬事・ヘルスケア関連案件▽アジアや北米をはじめとする海外における事業展開の支援など多数

■所属弁護士等による主な著書・論文（共著含む）
『LegalTech』（金融財政事情研究会、2020）、『新型コロナ対応・民間臨時調査会 調査・検証報告書』（ディスカヴァー・トゥエンティワン、2020）、『令和元年 改正会社法ポイント解説 Q&A』（日本経済新聞出版社、2020）ほか多数

■受賞歴
ALB Japan Law Awards 2020、ITR Asia Tax Awards 2020等にて複数の部門において受賞。Chambers Global／Asia-Pacific、The Legal 500 Asia Pacific、IFLR1000、Asialaw Profiles、ALB Rankings等の外部機関による部門別評価において各分野にて継続的に高い評価